

特定建築物の対象用途及び規模と定期調査の報告時期

岐阜県では建築物の用途によって、定期調査報告の時期を定めています。用途ごとの対象規模等は別ファイルでご確認ください。

○岐阜県建築基準法施行細則 第10条の2に基づく一覧

対象建築物	対象規模等 ①該当する用途部分が避難階のみにある場合は対象外。 ②該当する用途部分の床面積が100㎡超のものに限る。 ③以下の用途ごとの要件の何れかに該当するもの。	報告時期(平成)											
		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの			●			●			●			●
観覧場、公会堂、集会場（屋外観覧場を除く。）	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積200㎡以上のもの ③地階にあるもの			●			●			●			●
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途※1	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積300㎡以上のもの（ただし、病院及び診療所は2階部分に患者の収容施設がある場合に限る。） ③地階にあるもの	●※2			●			●			●		
ホテル、旅館	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積300㎡以上のもの ③地階にあるもの		●			●			●			●	
体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（学校又は学校に附属する体育館その他これに類する用途は除く。）	①3階以上の階にあるもの ②床面積2,000㎡以上のもの		●			●			●			●	
百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積500㎡以上のもの ③床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの	●※2			●			●			●		
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊戯場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積500㎡以上のもの ③床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの			●			●			●			●
事務所	1,000㎡超え、かつ、階数が5以上であるもの		●			●			●			●	

※「●」のついた年内(1月1日から12月31日まで)に所管の建築事務所へ報告書を提出して下さい。

※1高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。)、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を指す。

※2 平成28年6月1日の法改正により新たに定期報告対象建築物となった場合はその報告書は平成29年5月31日までに所管の建築事務所へ報告書を提出してください。(法改正前より定期報告対象建築物である場合はその報告書は左記に関わらず、平成28年12月31日までに所管の建築事務所へ報告書を提出してください。)